

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	平成30年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会会費 (年会費)			
相手方	新生奈良研究会 (株式会社 奈良日日新聞社)			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	年会費該当期間; 平成30年4月~平成31年3月 60,000円の75%を充当する45,000円 (懇親会費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県経済発展に向けての活動</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の例会及び記念講演会等</p> <p>◆参加者の状況 地方議員の他、経営者や団体の理事等が参加</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000	平成30年 4月~9月	96
	年会費	30,000	平成30年 10月~3月	51
	合計 60,000円 (懇親会費25%を除き45,000円を充当)			
備考	添付資料: 規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	平成30年4月24日 (火)			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む</p> <p>◆本会の活動頻度 年に数回の会合</p> <p>◆参加者の状況 地方議員</p> <p>奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		10
	合計	30,000 円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 岩田 国夫

年 月 日	平成30年12月28日 (金)				
表題と発行部数	広報誌「岩田国夫県政詳報 新年号」8,700部				
対象者	天理市内				
配布方法	個別郵送8,604部 手渡し配布96部				
発行目的	1年間の議員活動報告及び議会報告を行い、意見や要望を求める				
按分率の説明	按分率50% その理由 (政務活動以外の記事があるため)				
内容	平成30年の議員活動報告 天理市における行政課題と進捗状況報告 意見や要望の呼び掛け、他				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	日本郵便 (株)	817,380円	@95×8,604部	94
	製作印刷代	(株)大和政 経通信社	348,840円	8,700部	101
※全て50%充当 合計 1,166,220円×50%=583,110円					
備考	添付資料：広報誌 (岩田国夫県政詳報 新年号)				

注 発行した広報紙を添付してください。

岩田国夫

Iwata Kunio

県政詳報

Prefectural administration detailed information

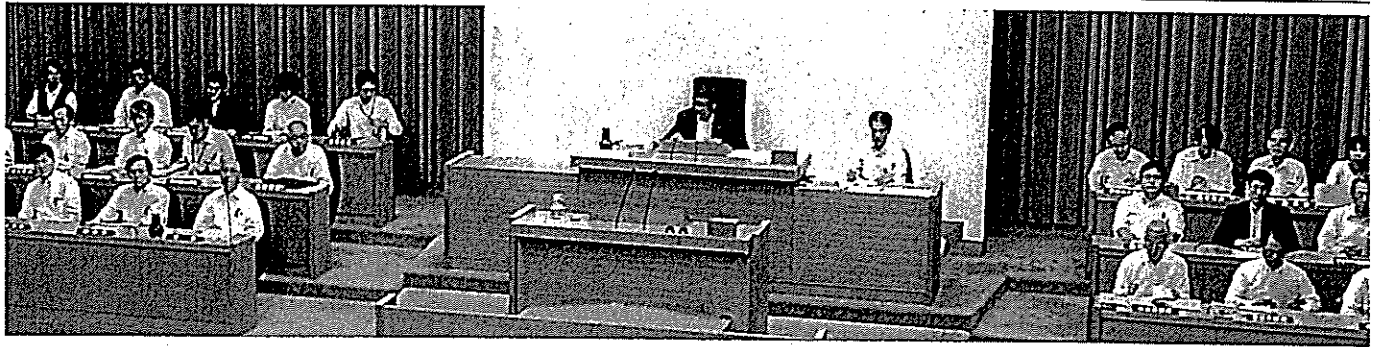
みなさまと共に安全で安心できるまちづくり

【21世紀】

2019年 新年号

【発行所】岩田国夫事務所

〒632-0033 奈良県天理市勾田町253-6
TEL.0743-63-6220 FAX.0743-63-6628



年頭所感

奈良県議会議員 岩田国夫



決定し、今後ますます観光需要の高まりが見込まれる中、天理のインフラ整備は前へ前へと進んでまいります。

この歩みを確かなものへ、そして天理のまちづくりがさらに前へ進むよう、これまでの経験を活かし、国政、県政、市政との関係をより密に深めていくとともに、安全、安心の天理のまちづくりに猪突猛進、粉骨砕身の覚悟で取り組んでいく所存でございます。

皆さまに県議会へ送り出していただいていた以来、私の政治信条の「県民の皆さまの日々の生活がスムーズに安全で安心できる街づくり」へ邁進していくことに対し、決意を新たに取り組み始めてまいります。一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

皆さま方にとって、平穩で健康やかな一年になりますよう、心より祈念申し上げますとともに、後援会、支援者の皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、私の年頭のごあいさつとさせていただきます。

皆さま、明けましておめでとうございます。

皆さま方におかれましては、健やかに平成31年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。天理市の益々の繁栄と発展を心よりお祈り申し上げます。

旧年中は、皆さまの温かいご指導、ご支援を賜り、心より御礼申し上げます。さて、新しい年は平成の最後の年になります。振り返ってみますと、バブル崩壊、消費税スタート、阪神淡路大震災、初の日韓ワールドカップ開催、そして東日本大震災など、激動の時代だったように思

います。

県政では、平城遷都1300年祭を皮切りにインフラ整備が飛躍的に進み、奈良のさらなる発展へ力強く歩んでいるところでございます。

天理市を見ますと、大和神社の伝統的な「ちんちゃん祭」が、私の議長就任の間に奈良県文化財に指定され、大変感慨深い1年になりました。観光や歴史文化の発信拠点となる国際芸術家村の竣工に向け、着実に前に進んでおります。2020年の東京オリンピック開催、そして2025年の万国博覧会が大阪に

活動報告

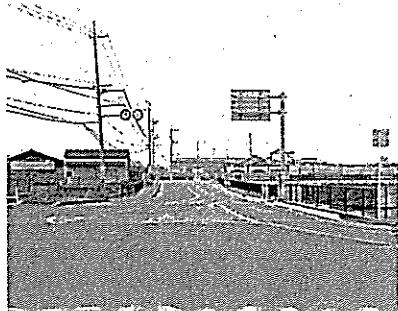
より安全、安心、魅力的なまちへ

奈良県議会の岩田国夫は、国政と市政をつなぐパイプ役として、さまざまな行政課題に取り組んできました。特に天理市民の皆さまの生活に直結するハード整備、ソフト支援をはじめ、天理発展の寄与に努めてまいりました。今期に取り組んできた行政課題と、それらの進捗状況をご報告いたします。



① 袖ノ内町、勾田町

旧市道袖ノ内嘉幡線
新国道25号線の歩道完成
歩行者の安全確保のため
歩道整備工事をしました。



② 前裁町、杉本町

県道天理環状線
近鉄前裁踏切の拡幅

県道天理環状線の近鉄前裁
第1号踏切は車道幅が3.5mと
狭く、自動車、歩行者、自転
車の通行に支障が生じていた
ため、車幅を5.5mへ拡幅する
工事をしました。2.5m幅の
歩道も完成し、普通車が対向

できる安全で円滑な通行がで
きる踏切になりました。



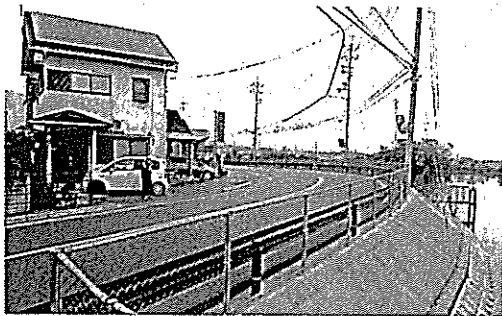
③ 樺本町小学校前

県道横田福住線
狭くて危険な歩道が、広く
安全な歩道になりました。カ
ラ舗装の歩道となり、より
安全性が高まりました。



④ 海知町

天理環状線
住宅の横で今まで普通車も
対向できませんでしたが、今
回大型車も対向できる安全な
道路が完成しました。



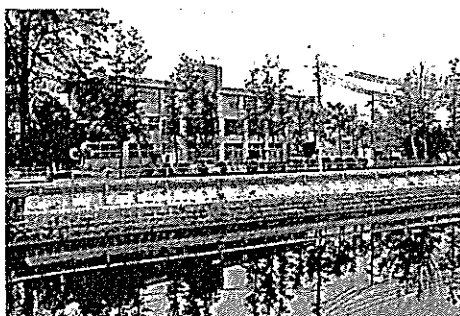
⑤ 眞六奈町、喜殿町、上総町

国土交通省直轄
天理改良

40数年で進まなかったこの
道の全線開通は私の公約の一
つでもありましたが、高市早
苗衆議院議員事務所、並河健
市長、私の3人で近畿整備局
長に陳情に訪れ、地権者や地
元のご協力で夢のような道路
が完成しました。郡山下ッ道
ジャンクションまでのアクセ
スが便利になりました。

⑥ 二階堂南菅田町

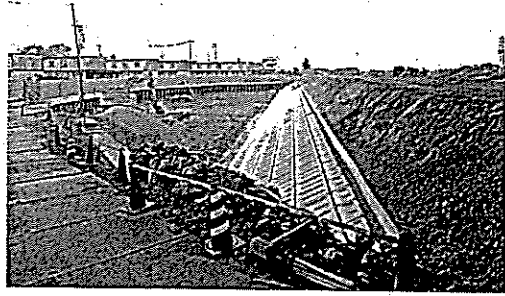
狐も池
一階堂小学校は浸水常習地
域。これを少しでも防ぐため、
狐も池を1.5mほどかさ上げし
ていただきました。



⑦庵治町

調整池

浸水常襲地域の奥宮庵治団地、菅垣団地の住民の方々が、長い間浸水に悩んでこられた。少しでも浸水を防ぐために県では5000トンを溜められる調整池を整備しています。平成30年度末に完成する予定で、延長距離は146m、地盤改良はブロック張り、護岸工事などを行っていきます。



⑧勾田町(寺尾町)

天理市道、都市計画街路
勾田、標本線

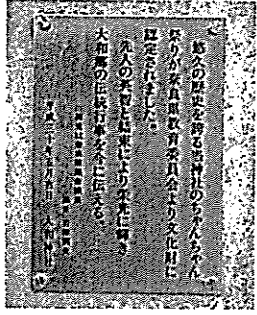
私が市議会議員時代から取り組んできた市役所前の道路がやっと完成いたしました。



⑨新島町

大和神社

大和神社で毎年4月1日に執り行われる例祭は「ちゃんちゃん祭」の名で古くから親しまれてきました。龍の口舞翁の舞のような芸術的要素を残した行事、神社から御旅所への風流行列など、大和の古

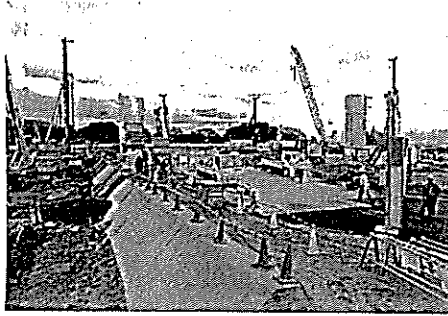


い祭礼を今に伝えるものとして、平成30年2月2日に奈良県文化財に指定されました。県に提案してから7年の歳月を要しましたが、先人が守ってきた伝統行事を、これからも未来へ紡いでいく最高の形ができました。

⑩和ノ内町

国際芸術家村

長い間、天理市には県都の隣ということで県の施設がない状況で、私は初当選以来、県に施設整備を要望してまいりました。この度、並河健市長と共に荒井正吾知事に陳情してきた市民の皆さんの熱意が通じ、100億円を投じて緑あふれる文化都市にふさわしい施設が建設されます。道の駅も完成する予定です。



⑪東井戸町

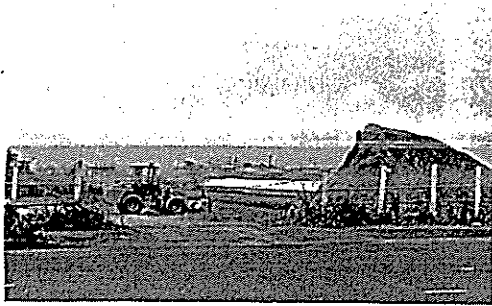
九条ハイパス

民間でホテルも建設されます。これを契機に来訪者が多くなり、活気あふれる街になることを期待しています。今後、中身を充実させていきます。

天理環状線(通称II橋街道)が狭隘(きょうあい)な道路のため、特に朝の通勤時は井戸堂町が危険な道路となりま

す。それを緩和するための新しい道路(西長柄町-東井戸堂九条ハイパス)を私は13年前、県に要望をして前に進みかけましたが、天理市の受け入れが整っていなかったため、凍結となりました。

しかし並河健市長の就任後、市長と共に再度、荒井知事に

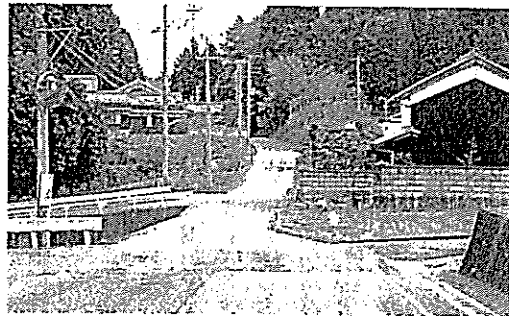


⑫福住町(井ノ市)

国道25号線

要望してやっと、平成31年度から用地買収に入ります。1日も早く完成するよう努力していききたいと思います。

平成15年、29年は農協、中学校前は改良になりましたが、今も井ノ市一本松までは改良ができていません。平成31年度から用地買収に奈良土木事務所が入ります。



⑬柳本町

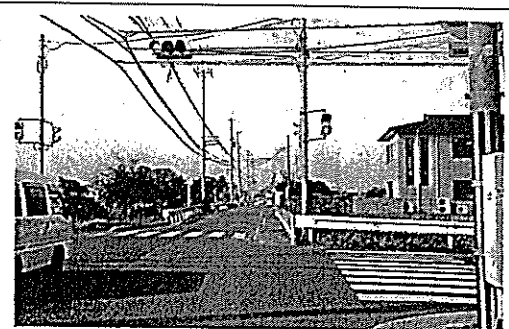
県道天理環状線の南中学校の市道南方

信号機の交差点の拡幅を31年度用地買収し、引き続き拡幅工事を奈良土木事務所が施



⑭吉原町

国道25号と仁興町に行く農免道路の交差点が危険なため、見通しが良くなるように拡幅工事を平成31年に地元地権者と協議し、整い次第、用地買収に入る予定です。



平成30年 岩田国夫議員活動

■第3331回2月定例県議会
(2月23日～26日)

県議会議長岩田国夫の開会により、平成30年度奈良県一般会計、特別会計、企業会計予算案並びに同29年度一般会計補正予算案をはじめ、条例の制定、改正および廃止などの諸議案が審議されました。

また、荒井知事より新年度における取り組みについての説明がありました。

①健康寿命日本一を目指した、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくり
②県民が安全で安心して快適に暮らし続けられる奈良県づくり

③奈良県経済の好循環を促進し、働きやすく、よく学べる地域社会をつくること

④農・畜産・水産業の振興と農村活性化、及び林業・木材産業の振興と新たな森林環境管理体制の構築

⑤奈良が有する観光資源や歴史・文化資源を活用した県内への誘客の促進、観光産業の振興

⑥県土マネジメントの推進と住みよくなまちづくり

⑦南部地域・東部地域を頻繁に訪れてもらえ、住み続けられる地域にすること

⑧県と市町村の連携・協働による奈良モデルの推進

■第3332回6月定例県議会
(6月18日～7月3日)

今定例会では、条例の改正・公社の経営状況の報告など34議案が審議されました。

また、最終日には正副議長選挙が行われ、各委員会等の委員も任命されました。第98代議長岩田国夫から第99代議長川口正志議長に替わりました。副議長には奥山博康議員が就任されました。

■第3333回9月定例県議会
(9月13日～10月19日)

今定例会では、一般会計補正予算案をはじめ、条例の制定及び改正、平成29年度の公営企業決算の認定など21議案が審議されました。

■第3334回11月定例県議会
(11月30日～12月14日)

平成30年度一般会計補正予算をはじめとして17議案が

審議されました。

■経済労働委員会県内調査

5月14日、経済労働委員会の皆様により、奈良県食肉センター(大和郡山市丹後庄町)の施設および管理・運営について県内調査が実施されました。

【設置目的】奈良県食肉センターは、県内5カ所のと畜場を整備統合し、食肉の安定供給と流通の合理化及び畜産の振興を図ることを目的に、衛生的で効率的なと畜場解体処理施設、集出荷調整機能を有する冷蔵保管施設、流通の拠点となる卸売市場施設の三つの機能を完備した奈良県全域を流通圏とする総合的な食肉施設。

【調査目的】観光振興対策特別委員会県内調査(8月27日)

中金堂の再建について
観光振興対策特別委員会による興福寺中金堂の再建視察が行われました。工事に使用する大きな木材が日本で確保できないため、香港の社寺で使用実績のあるアフリカケヤキなどを使用したこと、再建した中金堂が維持管理をきちんとすれば1000年持つこと



【調査目的】天理市の観光振興などの取り組みについて
オープンしたコフン広場の状況を視察し、年間260件以上のイベント開催、増加している子どもたちの利用状況などの説明を受けました。またコフン広場整備において、音楽やスポーツ活動をしている団体の意見を集約しながら、天理のミッドルのまちにあるさまざまなコンテンツを生かせる仕掛けを心がけたなど、先進の取り組みを紹介しました。

【調査目的】大和川流域総合治水対策に係る遊水地について
建設委員会で遊水地事業の候補地を見学するとともに、河川整備計画の概要説明を受けました。奈良盆地で放射線状に広がる支川が集中して合流している特徴が大和川にはあり、内水による浸水被害を軽減することを目標に河川整備を行います。

【調査目的】国道の整備について
奈良県北西部における南北軸の重要な骨格幹線道路の位置付けがなされている国道168号王寺道路・香芝王寺道路の整備状況の説明を受けました。

このほか、フィルムコミッション事業、フェイスブックで発信し、多い時では1万人

の記事閲覧がある「e〜やん天理」の取り組みなどについて調査研究、意見交換を行いました。

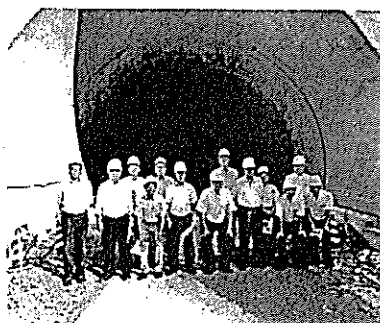
■建設委員会県内調査(9月3日)

【調査目的】大和川流域総合治水対策に係る遊水地について
建設委員会で遊水地事業の候補地を見学するとともに、河川整備計画の概要説明を受けました。奈良盆地で放射線状に広がる支川が集中して合流している特徴が大和川にはあり、内水による浸水被害を軽減することを目標に河川整備を行います。

【調査目的】大和高田市駅アンダーパスの安全対策について
降雨の際、道路の冠水被害が報告されている大和高田市駅のアンダーパスへの対策と現状を視察しました。周辺の排水状況調査を実施する予定です。

【調査目的】大和川流域総合治水対策に係る遊水地について
建設委員会で遊水地事業の候補地を見学するとともに、河川整備計画の概要説明を受けました。奈良盆地で放射線状に広がる支川が集中して合流している特徴が大和川にはあり、内水による浸水被害を軽減することを目標に河川整備を行います。

【調査目的】大和川流域総合治水対策に係る遊水地について
建設委員会で遊水地事業の候補地を見学するとともに、河川整備計画の概要説明を受けました。奈良盆地で放射線状に広がる支川が集中して合流している特徴が大和川にはあり、内水による浸水被害を軽減することを目標に河川整備を行います。



後援会の「ご案内」



後援会のご入会と、皆さま方からのご意見
ご要望をお待ちいたしております。
TEL 〇七四三(六三)六二二〇
FAX 〇七四三(六三)六六一八
http://www.kuni-chan.jp/

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 岩田 国夫					
年 月 日	平成30年4月3日 (火) 他				
表題	岩田国夫 奈良県議会議員ホームページ みなさまと共に安全で安心できる街づくり				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会及び活動報告等を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% 政務活動以外の内容を含む為				
内容	議員活動報告 県議会報告等 県民への意見募集 政策 PR				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページ 管理費	シャープ ファイナ ンス	16,740	月額定額	3他
※50%充当月 16,740円×50% 月 8,370円充当月					
備考	ホームページアドレス : http://www.kuni-chan.jp/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注文書

(販売店控①)

下記の商品を注文いたします。

又サーバーなどにかかる初期費用 (円・税込) は、 年 月 日迄に支払います。

注文日 2015年 3月 23日

(注文者)

(納入者)

住所 〒630-0033

奈良県天理市弓田町 254-6

会社名

岩田 国夫 後援会事務所
岩田 国夫



Nara Shimbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4

TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

TEL 0743 (03) 6220

FAX (03) 6628

商品名	型番	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
インターネットサービス					
岩田国夫様専用		1	式		
リース契約期間	60ヶ月	現金価格小計(税抜)			
月額リース料(税抜)	15,500円	消費税(%)			
月額リース料(税込)	円	現金価格合計(税込)			
前払リース料(税込)	月分	円			

納入予定日	2015年6月5日
納入先	webE
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	①クレジット・現金・振込・集金 その他()
信販会社	シャ-707クレジット

月額管理費明細	金額 (円)
消費税(%)	
月額管理費合計	

*裏面の契約事項第2条に定めた基本プラン以外のオプションについては有料となりますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

役員	部長	課長	担当者

① 1438

みなさまと共に
安全で安心できる街づくり



プロフィール

PROFILE



岩田国夫（いわたくにお）

生年月日：昭和23年1月20日

住所：〒632-0033

天理市勾田町253-6

略歴

●昭和62年

天理市議会議員に初当選、以来連続3期

●平成9年

天理市議会議長並びに山辺広域行政事務組合議長に就任

- 平成11年4月
奈良県議会議員に初当選
- 平成15年4月
奈良県議会議員に2期目当選
- 平成19年4月
奈良県議会議員に3期目当選
- 平成23年4月
奈良県議会議員に4期目当選
- 平成27年4月
奈良県議会議員に5期目当選
- 平成24年6月
自由民主党天理市支部支部長

県議会における経歴

【18年6月】

◎国際文化観光・学研都市推進対策
特別委員会委員長
建設委員会委員・議会運営委員会委員

【19年6月】

建設委員会委員
国際文化観光・学研都市・平城遷都1300年
記念事業推進対策特別委員会委員
監査委員

【20年6月】

◎建設委員会委員長
環境・廃棄物対策特別委員会委員

【21年6月】

○建設委員会副委員長
○環境・廃棄物対策特別委員会副委員長

【22年6月】

建設委員会委員
環境・廃棄物対策特別委員会委員

【23年6月】

建設委員会委員
観光振興対策特別委員会委員

【24年6月】

建設委員会委員

観光振興対策特別委員会委員

【25年6月】

建設委員会委員

観光振興対策特別委員会委員

議会運営委員会委員

【26年6月】

建設委員会委員

観光振興対策特別委員会委員

議会運営委員会委員

【27年6月】

建設委員会委員

観光振興対策特別委員会委員

【28年6月】

◎建設委員会委員長

観光振興対策特別委員会委員

【29年6月】

☆県議会議長

経済労働委員会委員

MENU

ご意見・お問い合わせ

岩田国夫事務所

皆様方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

自民党 | **Lib Dems**
Liberal Democratic Party of JAPAN



NARA Pref.

奈良県



天理市

TENRI CITY

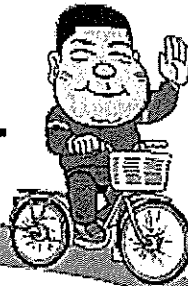
みなさまと共に
安全で安心できる街づくり



政策

MANIFESTO

市民の声を運ぶ、
それが私の仕事です



市民の声

県政
国政



よりよい回答を運びます

自然に優しいまちづくり 安全・安心のまちづくり

- ・地球環境の保全を図り、歴史・文化と自然が一体となった街づくりに取り組みます。
- ・地球における温暖化対策に取り組みます。
- ・世界に誇れる宗教文化都市としての美しい街づくりに取り組みます。
- ・防犯活動の強化を促し、地域の安全確保に取り組みます。
- ・災害に強い地域づくりに向け、情報提供のできるシステム構築に取り組みます。
- ・ボランティア団体をサポートし、連携して協働できる組織づくりに取り組みます。

商工業の振興と景気回復 地域経済の発展と安定化

- ・21世紀のデジタル社会に対応したインフラ整備に取り組みます。
- ・循環型街づくりを推進し、バランスのとれた都市整備を行います。
- ・交通アクセス及び生活用道路の整備に取り組みます。

高齢者や障がい者のための福祉政策の充実

- ・お年寄りや障害者に対応した住みよい街づくりに取り組みます。
- ・高齢化社会を迎え老後の生活が安心できる医療・介護制度の充実に取り組みます。
- ・障害者やお年寄りも共に暮らせるノーマライゼーションの街づくりに取り組みます。

子ども達は地域社会の宝 充実した教育環境の整備 少子化対策の施策実施

- ・働く女性の子育てを支援し、将来に抱える不安の解消に取り組みます。
- ・教育施設の整備と児童相談所の充実をはかり人権が守られる街づくりに取り組みます。
- ・男女共同参画社会の実現を目指し、平等で個性と能力の発揮できる社会に取り組みます。

地場産業の保護育成と行政改革の推進

- ・地産地消で安全な食文化を再生し、地場産業の育成に取り組みます。
 - ・地元企業の育成強化や中小企業の支援に取り組みます。
 - ・空き店舗の解消など伝統ある商店街の活性化に取り組みます。
 - ・財政支出の徹底したチェック機能の確立に取り組みます。
 - ・効率的で生産性が高い、自立できるご行財政基盤の確立に取り組みます。
 - ・県の有する財産を県民本位での有効活用利用に取り組みます。
-

みなさまと共に
安全で安心できる街づくり

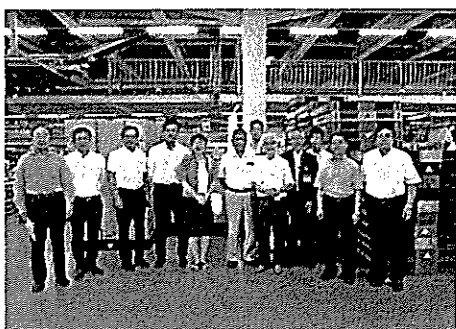


活動報告

ACTIVITY REPORT

2018.02.06 カテゴリ：平成29年の活動報告

活動写真



経済労働委員会県内調査



経済労働委員会県外調査

[前のページへ戻る](#)

MENU

ご意見・お問い合わせ

岩田国夫事務所

皆様方からのご意見ご要望をお待ちいたしております。

自民党 | Lib Dems
Liberal Democratic Party of JAPAN



NARA Pref.
奈良県

 天理市
TENRI CITY

© 2004-2018

奈良県議会議員 岩田国夫

みなさまと共に
安全で安心できる街づくり



活動報告

ACTIVITY REPORT

2018.01.29 カテゴリ：平成29年の活動報告

岩田国夫活動報告

経済労働委員会

県内調査

8月31日、経済労働委員会の皆様による県内調査が実施されました。

①高等技術専門学校（磯城郡三宅町石見）

職業訓練の充実について、を課題として調査させていただきました。

②J Aならけん西吉野柿選果場（五條市西吉野村奥谷）

奈良県は全国第2位の柿産地であることから、産地パワーアップ事業を活用した選果設備の機能向上について、を課題として調査させていただきました。

経済労働委員会

県外調査

11月14日と15日の二日間、経済労働委員会の皆様による県外調査が実施されました。

①岐阜県立森林文化アカデミー（岐阜県美濃市曾代）

奈良県林業の活性化に結びつけることを目的に森や木に関わるスペシャリストを育成しておられる専門学校を調査させていただきました。

②平成の里人（岐阜県郡上市和良町）

農山地域のここでは、地域資源を活用した「集落づくり」活動の展開を進めておられ、農産物に対する鳥獣被害対策について調査させていただきました。

③公益財団法人 三重県産業支援センター（三重県四日市市塩浜町）

三重県では中小企業・小規模企業振興条例を定めておられ、産業振興における総合的支援機関として当センターが中心的役割を担っておられます。事業展開の概要等を調査すると共に施設の運用についても研究させていただきました。

みなさまと共に
安全で安心できる街づくり

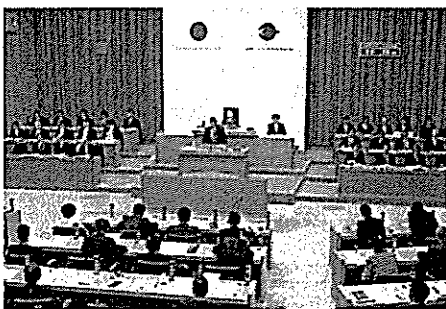


議会報告

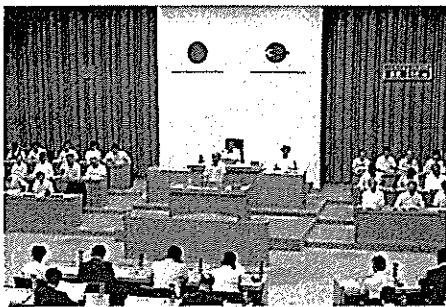
ASSEMBLY REPORT

2018.01.30 カテゴリ：平成29年の議会報告

定例会議（写真）



第327回 2月定例会議



第329回 9月定例会議

[前のページへ戻る](#)

MENU

みなさまと共に
安全で安心できる街づくり



議会報告

ASSEMBLY REPORT

2018.01.30 カテゴリ：平成29年の議会報告

岩田国夫議員活動

県議会

■第327回2月定例県議会

2月27日～3月24日

平成29年度当初予算案及び平成28年度補正予算案をはじめ、条例改正案など65議案が審議されました。

議題126号では、天理市杣之内町に計画の（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業の審議もあり可決されました。

岩田国夫一般質問

（質問項目及び要旨）

1. 「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」について
問 平城遷都1300年祭から続いて、記紀・万葉プロジェクトを展開しているこの時期に、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を開催することについて

答 これまでも、平城遷都1300年祭や記紀・万葉プロジェクトなどを通して、日本文化の源流である奈良県の魅力を国内外に発信してきたところであり、日本文化の交流、融合、創造の場である奈良県において、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を全国で初めて一体開催することとしました。この大会の開催を通して、文化を奈良県のブランドとして、東京オリンピック・パラリンピックに向け、国内外に力強く発信していく契機としたいです。

2. （仮称）奈良県国際芸術家村について

問 （仮称）奈良県国際芸術家村の整備事業について、これまでの進捗状況と今後の予定について
答 県のもつ強みである歴史文化資源を活用し、人材育成を含めて総合的・戦略的に施策展開を図る拠点として整備をおこないたいと考えています。また、28年度中に地形測量などの調査を終え、32年度中の完成を目指します。

3. 高齢者施策の推進について

問 県として、高齢者が健康で生きがいを持って活躍するため、どのように取り組んでいるのか。また、介護が必要な状態になっても、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、どのように取り組んでいるのか。

答 県におきまして、健康寿命を日本一にすることを目指し、さまざまな取り組みを進めています。介護予防につきましては、市町村と連携をして進めており、生きがいづくりでは、様々な活動を通して生きがいを持って活躍いただける場づくりに努めております。また、介護が必要になっても安心して暮らしていただけるサービスの充実にも取り組んでいるところであります。

4. 若者の雇用対策について

問 県内企業の人材確保を進めることをねらいに、学生の新卒者等の県内就職者を増やす為に、どのような取組が必要と考えているのか。また、その取り組みをどのように実践しているのか。

答 県内出身の学生の方々に県内企業を知っていただく為の活動として4つの取り込みを展開しております。

5. 森林作業道の整備について

問 「高級材のみを選んで出す林業」から「A・B・C材全て搬出して多用途に供給する林業」への転換を進めていくには、森林作業道の整備が重要であると考えているが、県は森林作業道の整備について、どのような施策を講じているのか。

答 森林作業道の整備が非常に重要であるとの認識の下、森林づくり条例及び同指針に基づき作業道の整備推進をおこなっております。これからも林業の最も重要な生産基盤であることから、森林作業道の整備を推し進めて参ります。

■第328回6月定例県議会

6月16日～7月3日

条例改正案、請負契約の変更など35議案が審議されました。また、最終日には正副議長選挙が行われ、議長に岩田国夫が第九十八代奈良県議会議長に選出されました。天理市選出県会議員として初めての議長就任であり天理市において嬉しい限りであります。副議長には吉野郡選出の松尾勇臣議員が選出されました。常任委員会において岩田国夫は、経済労働委員会に属しました。

■第329回9月定例県議会

9月13日～10月20日 今定例会より、新年度予算に決算審査特別委員会での審査内容が十分に反映されるよう、決算議案の認定を12月の定例会から本定例会へと前倒しすることとなりました。また、20議案の審議を行いました。

■第330回12月定例県議会

12月1日～12月15日

一般会計補正予算をはじめ、27議案が審議されました。

[前のページへ戻る](#)

平成30年度事務所状況報告書

会派・議員名 岩田 国夫

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 天理市勾田町253-6 電話 0743-63-6220 延べ床面積 67.54㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社 真規) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 67.54㎡(a) うち政務活動使用面積 33.77㎡(b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 33.77/67.54 → 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会・政党事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

(一般事業用)

契約締結日 平成23年 6月30日

契約始期 平成29年 8月 1日

契約終期 平成31年 7月31日

貸主 奈良県天理市田町193番地3
株式会社 真規 様
代表取締役 岩田しのぶ
TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888

借主 岩田国夫事務所 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名称		ハイツ真規		部屋番号または 家屋番号		一階		
	所在地	住居表示	大塚市向田町 253-6						
		登記表示	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅表示と同じ <input type="checkbox"/> 住宅表示と異なる ()						
	種類	貸家 (マンション) / 店舗・事務所・工場・倉庫・(住居付)							
	構造	木造・軽量鉄骨・鉄骨・鉄筋コンクリート () 造 / スレート葺 / 平屋建							
床面積	67.54㎡の内、約 (登記簿面積)		㎡	㎡	ハコロー 専用庭	㎡	㎡	新築時期 平成14年1月	
賃貸借部分等	引渡状況		<input type="checkbox"/> 内装済 <input checked="" type="checkbox"/> 現況渡し						
	設備等	トイレ	専用 (水洗・非水洗) ・共用 (水洗・非水洗)						
		浴室	無・有	電気	無・有	(メーカ: 専・子・割当・) (割当 円/月)			
		シャワー	無・有	ガス	無・有	(都市ガス・プロパンガス) (メーカ: 専・子・割当・) (割当 円/月)			
		給湯設備	無・有	上水道	水道本管より直結・受水槽・井戸水 (メーカ: 専・子・割当・) (割当 円/月)				
ガスコンロ	無・有	下水道	無・有	(公共下水道・浄化槽) 接続未了 (メーカ: 専・子・割当・) (割当 円/月)					
冷暖房設備	無・有	※割当の場合、合計額を後記(3)③に記載。							
天井	無・有								
内壁	無・有								
床	無・有								
附属施設	駐車場	含む・含まない ()		円/月					
	自転車置場	含む・含まない ()		円/月					
	物置	含む・含まない ()		円/月					
	専用庭	含む・含まない ()		円/月					
※含まない場合、使用する使用料合計額を後記(3)④に記載。									

(2) 契約期間

更新契約

始期	平成29年 8月 / 日から	2年 月間
終期	平成31年 7月31日まで	

(3) 賃料等

賃料・共益費、管理費及び敷金等		支払期限	支払方法	
賃料 (消費税込)	① 100,000 円	当月分・翌月分を 毎月 末日まで	振込 又は 持参	金融機関名: 口座名: 口座番号: 名義人:
<input type="checkbox"/> 共益費 <input type="checkbox"/> 管理費 (消費税別)	② / 円			
附属施設等使用料 (消費税別)	設備合計③ 円	持参先:	更新料、 (消費税別) 賃料(新・旧)の ヶ月分 または 円	
	施設合計④ 円			
①+②+③+④ (消費税込)		100,000 円		
敷金	/ 円	礼金	/ 円	保証金
		その他		保証金返還率
備考	礼金 円は、前契約締結時に貸主が受領済の金員を 充当する。		年未満 %	年未満 %
	損害保険料(借家人賠償責任担保特約保険) (年 円)、 ゴミ廃棄代(有・無) /		年未満 %	年未満 %
			年未満 %	年以上 %

注 返還される敷金・保証金には消費税は課税されませんが、返還されない敷金・礼金・保証金には、別途消費税が課税されます。

(4) 貸主及び管理人

貸主 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 氏名 電話

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 貸主との関係 電話
--------	----------------------------

(5) 借主、使用目的及び業種等

借主の住所 及び氏名	住所 〒 氏名 電話
使用目的	業種
緊急時の 連絡先	住所 〒 氏名 借主との関係 電話

建物賃貸借契約約款（一般事業用）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は契約期間が満了する2ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（使用目的）

第3条 乙は頭書（5）に記載する目的以外に本物件を使用してはならない。

2 乙は如何なる場合を問わず、本物件を住居としてはならない。

（賃料）

第4条 乙は頭書（3）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、賃料等の振込みの場合の手数料は乙の負担とする。

2 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

（賃料以外の費用）

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な費用（以下この条において「維持管理費」という。）に充てるため、共益費または管理費を甲に支払うものとする。

2 前項の費用は、頭書（3）の記載に従い、甲に支払わなければならない。

3 賃貸借の開始の月が1ヶ月に満たない場合、その月の共益費または管理費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。また、退去の場合には日割計算せず、乙はその月分まで支払うこととする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費または管理費が不相当となったときは、協議の上、改定することができる。

5 乙が設置した造作、設備に課せられる公租公課は乙の負担とする。

6 その他、頭書（1）及び（3）に記載する賃料に含まない附属施設使用料並びに本物件の設備使用料及び消耗品の取替え費用、町内会費等は乙の負担とする。

（敷金または保証金）

第6条 乙は、甲に対し、本契約から生じる自己の債務の履行を担保するため、頭書（3）に記載する敷金または保証金を預託するものとする。ただし、敷金または保証金には利息を付さない。

2 乙は本物件を明渡すまでの間、敷金または保証金をもって賃料、共益費及び管理費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲は、本物件の明渡しを受けたときから、___ヶ月以内に敷金または保証金を乙に返還しなければならない。ただし、返還率の定めがある保証金の場合には、頭書(3)に記載する返還率により返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金または返還される保証金から差し引くことができる。
- 5 前項の場合には、甲は、敷金または保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 乙は、敷金または保証金の返還請求権を第三者に譲渡、担保、質入れその他一切の処分をしてはならない。

(禁止または制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃貸借を譲渡し、または転貸してはならない。

乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、規模の大小を問わず、本物件の原状を変更する際には、工事施工にかかる設計図面、仕様書を添えて、甲に変更の届出をし、書面による承諾を得なければならない。また、工事内容の変更にあたっては、改めて甲の書面による承諾を得なければならない。

4 乙は、乙または乙の依頼した施行業者等が、前記の工事により本物件、付帯設備及び共用設備に損害を与えた場合、一切の責任を負わなければならない。

5 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

6 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 年 月

貸主(甲)住所
氏名

借主(乙)住所
氏名

連帯保証人住所
氏名

日 奈良県天理市田町193番地3

株式会社 真 規

代表取締役 岩田しのぶ

TEL 0743-63-0211 FAX 0743-63-6888

岩田国夫事務所

〒632-0033 天理市勾田町253-6

TEL 0743-63-6220 FAX 0743-63-6628